

福岡県公報

平成十八年七月二十六日
第二千五百六十二号
増刊 ①

目次

規 則 (第六十九号)

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(総務事務センター) ……………一

告 示 (第十四百五号)

○農業振興地域の指定の一部改正 (農業振興課) ……………二

規 則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年七月二十六日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第六十九号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。
(就業の場所から勤務場所への移動等)

第二条の四 条例第二項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次の掲げる移動とする。

- 一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- 二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項の適用事業に係る就業の場所

ロ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条第二項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項
- 二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第二条第三項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第四条の二中「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第十条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第二条の四の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第二十条第一項各号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。))以後に行うべき事由が生じた福祉事業については適用し、施行日以前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

告示

福岡県告示第千四百五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和四十六年十月福岡県告示第九百七十九号）により指定した飯塚農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部長及び福岡県飯塚農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

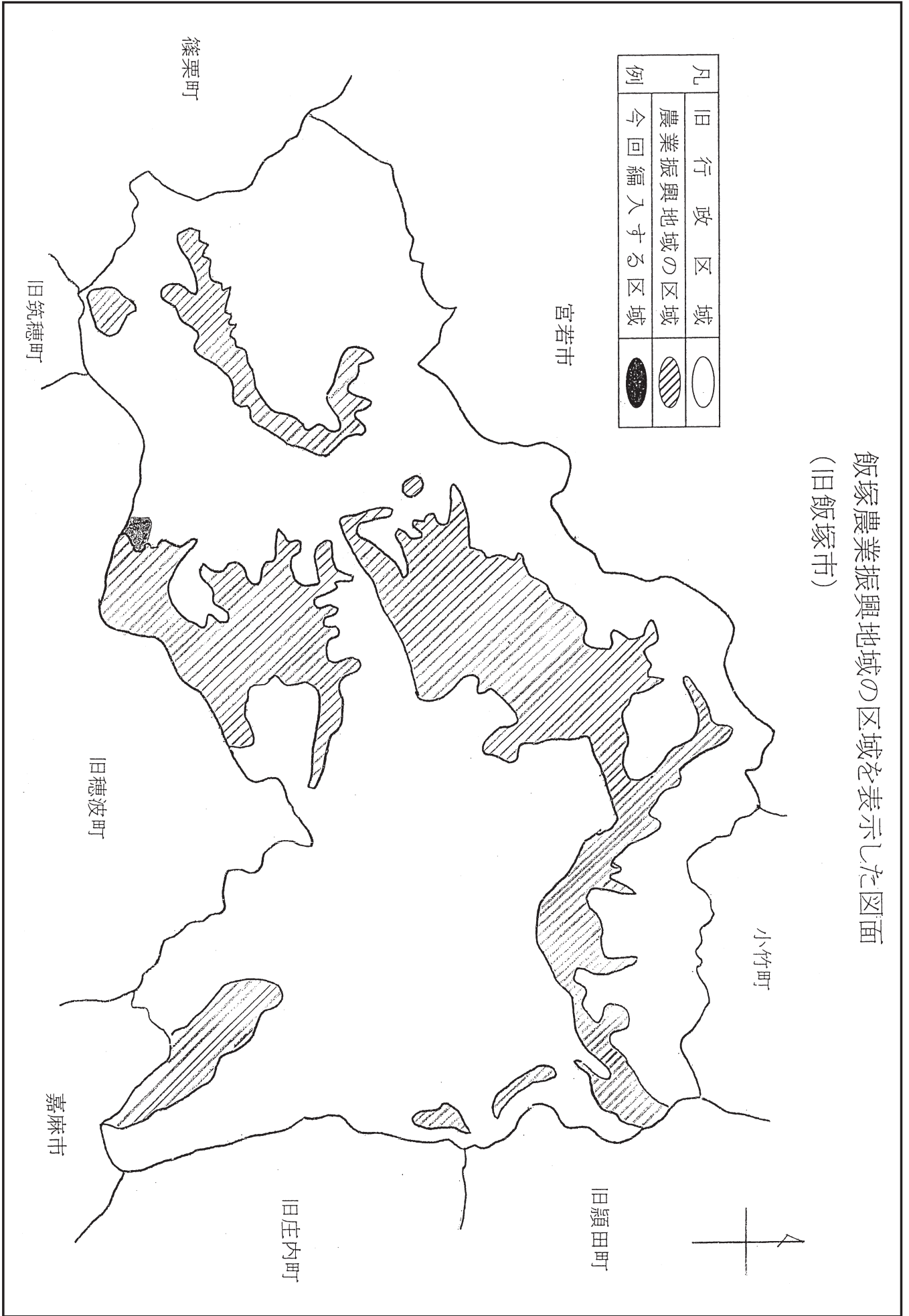
- 一 農業振興地域名
飯塚地域

- 二 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分及び黒色部分に該当する土地の区域

飯塚農業振興地域の区域を表示した図面
(旧飯塚市)

凡	旧行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨
	今回編入する区域	●



嘉麻市

旧庄内町

旧穎田町

小竹町

旧穂波町

篠栗町

宮若市

旧筑穂町

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)